

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2243	受 理 年 月 日	令和3年12月27日
件 名	自宅療養方針の撤回等の要請		
要 旨	<p>従来より格段に感染力の強いデルタ株が広がる中、オリンピック・パラリンピックの開催が強行され、災害レベルにまで至った新型コロナウイルス感染第5波では、全国で病院にも宿泊療養施設にも入れず、保健所の連絡も間に合わない自宅放置が激増した。</p> <p>こうした中で政府は、事態の改善を図るどころか、入院は重症と重症化リスクの高い者に重点化、それ以外は自宅療養を基本という方針を打ち出し、批判の噴出により中等症は入院と軌道修正したものの、原則自宅療養は撤回せず、命の危機にさらされる在宅患者の様子が連日マスコミで報道された。全国の警察が8月に扱った変死遺体のうち、過去最多の250人が新型コロナウイルスに感染していたと報じられている。</p> <p>医療や保健所のひっ迫を理由に国が自宅放置を方針とすることは、本来、感染者の医療保障に責任を持つべき国が患者の医療を受ける権利を制限し、感染者の隔離、保護による感染抑止を放棄するもので爆発的感染拡大の犠牲者に自助努力を強いて、医療、公衆衛生の確保に対する国の責任を棚上げするものである。たとえ爆発的な感染拡大に至ったとしても、誰一人必要な医療が受けられず命を落とすことのない医療・公衆衛生体制を確保することこそ、憲法第25条に定められた国と自治体の責務である。</p> <p>また、病床や医療スタッフが足りないにもかかわらず、国は今通常国会で医療法等一部改正を強行し、病床削減と医師、看護師の増員抑制を進めようとしている。</p> <p>病院、病床や保健所の削減を進めてきた中で新型コロナに直面し、医療崩壊や保健所機能麻痺に陥ったこの間の事態を重く受け止め、医療提供体制の効率的再編を中止し、感染抑止と医療・公衆衛生体制の強化に国が責任を持つよう強く求める。</p> <p>については、下記について、国に対する意見書を提出するよう願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則自宅療養方針を撤回し、災害級の感染拡大でも国の責任で誰もが必要な医療が受けられる体制を確保すること。 2 2021年国会で成立した医療法等一部改正を白紙に戻し、地域医療構想を抜本的に見直して、災害級の感染爆発に至っても一般医療と十分両立できる感染症に対応する施設、設備、人員をあらかじめ確保し、その維持に必要な財源は全額国費で賄うこと。 		
陳 情 者			
回付委員会	教 育 福 祉 委 員 会		